

西東京市個人情報保護審議会会長 殿

西東京市長 丸 山 浩 一

庁用車両へのドライブレコーダーの設置について（諮問）

西東京市個人情報保護条例（平成13年西東京市条例第13号。以下「条例」という。）第25条第2項第3号の規定により、下記のとおり諮問します。

記

第1 諮問事項

市が保有する庁用車両の安全運行及び交通事故防止を図るため、当該車両にドライブレコーダーを設置し運用することについて

第2 諮問理由

庁用車両にドライブレコーダーを設置し、車両周辺の映像を記録することにより、交通事故防止、適切な交通事故処理、運転者の安全運転に対する意識の向上等に資することが期待される。

一方で、ドライブレコーダーを設置することにより、車両周辺の個人の容姿、車両標識番号等の映像を撮影し、その映像データを一定期間記録することから、記録された映像データについては、条例の趣旨に鑑み、撮影された者のプライバシーに配慮した適切な取扱いが行わなければならない。

よって、西東京市個人情報保護審議会に諮問するものである。

第3 ドライブレコーダーの設置運用等

1 設置目的

庁用車両の交通事故防止、交通事故発生時等の事実確認及び適切な事故処理、職員に対する交通安全に関する指導等に資するため

2 運用基準

（仮称）西東京市庁用車両へのドライブレコーダーの設置及び運用に関する要綱

3 統括管理責任者及び管理責任者の設置

ドライブレコーダー及びデータの管理を適正に行うため、統括管理責任者及び管理責任者を置き、統括管理責任者は総務部管財課長をもって充て、管理責任者は車両の属する課の課長をもって充てる。

4 運用開始時期

平成31年4月以降

5 設置台数

平成31年度中に既存の庁用車両の一部に設置することとし、これ以降、設置の効果を検証の上、庁用車両全台に設置を図る。

6 設置箇所

庁用車両内部のフロントガラス上部又はダッシュボード

7 映像データの記録方式及び記録可能時間

撮影した映像データは、ドライブレコーダー内部の電磁的記録媒体（SDカード）に記録する。電磁的記録媒体の記録可能時間は、設置するドライブレコーダーの性能及び電磁的記録媒体の容量により定めるものとし、これを経過すると自動的に上書きされる。

8 ドライブレコーダー設置の表示

ドライブレコーダーを設置した車両には、その側面又は背面にドライブレコーダーが設置されている旨を表示するものとする。ただし、車両の特性等により表示に適さないものについてはこの限りでない。

第4章 ドライブレコーダー及び電磁的記録媒体の取扱い等

1 ドライブレコーダー及び電磁的記録媒体の操作

庁用車両を運転する者は、運転中ドライブレコーダーにより車両周辺の映像を常時撮影する。電磁的記録媒体の操作は、統括管理責任者又は管理責任者が指名した者のみが行う。

2 電磁的記録媒体の取扱い

電磁的記録媒体は、ドライブレコーダー内部に常時装着し、物理的な盗難や破壊を被らないよう、ドライブレコーダーを設置した庁用車両の運行後に必ず施錠を施し、運転日報に施錠確認の有無を記載するものとする。また、個々の電磁的記録媒体に付番の上、管理台帳により管理する。

電磁的記録媒体内部の映像データの閲覧を行う端末は、統括管理責任者又は管理責任者が指定したものに限定し、目的を達成したときは速やかに映像データを消去する。

3 映像データの保存期間

映像データの利用・外部提供のため必要がある場合は、第3章7の記録可能時間を超えて保存することができる。

4 映像データの利用・外部提供の制限

(1) 映像データの利用の制限

映像データは、次の場合に限り、利用することができるものとする。

ア 交通事故又はトラブル等に係る証拠資料の収集、分析及び原因究明

イ 安全運行に役立てるための職員に対する研修・指導

(2) 映像データの外部提供の制限

映像データは、次の場合に限り、外部に提供することができるものとする。

- ア 交通事故又はトラブル等の状況及び原因を明らかにするために、当事者から委任を受けた保険会社等の代理人又は捜査機関から提供を求められたとき。
- イ 捜査機関から犯罪捜査を目的として提供を求められたとき。
- ウ その他法令に基づき提供を求められたとき。

(3) 映像データの利用又は外部提供の記録等

データを利用又は外部提供したときは、その年月日、提供先、目的等を文書に記録し、提供するデータの内容は必要最小限の範囲にとどめることとする。

5 映像データの消去の記録等

映像データを利用しその目的を達成したときは、速やかにデータを消去するものとする。あるいは、映像データを外部提供し、その目的を達成したときは、速やかに映像データを返却させ、消去するものとする。

映像データの消去を行った際には、消去した年月日、消去を行った者等について記録するものとする。